



3. 令和8年度モニタリング計画について

1) モニタリング検査に関するお願い

輸入計画（年度内）の事前共有をお願いします。

重点的に検査を行う品目

- ・ **米**
- ・ **米粉**
- ・ 漬物
- ・ **菓子**
- ・ 糖類
- ・ 豆類加工品
- 等

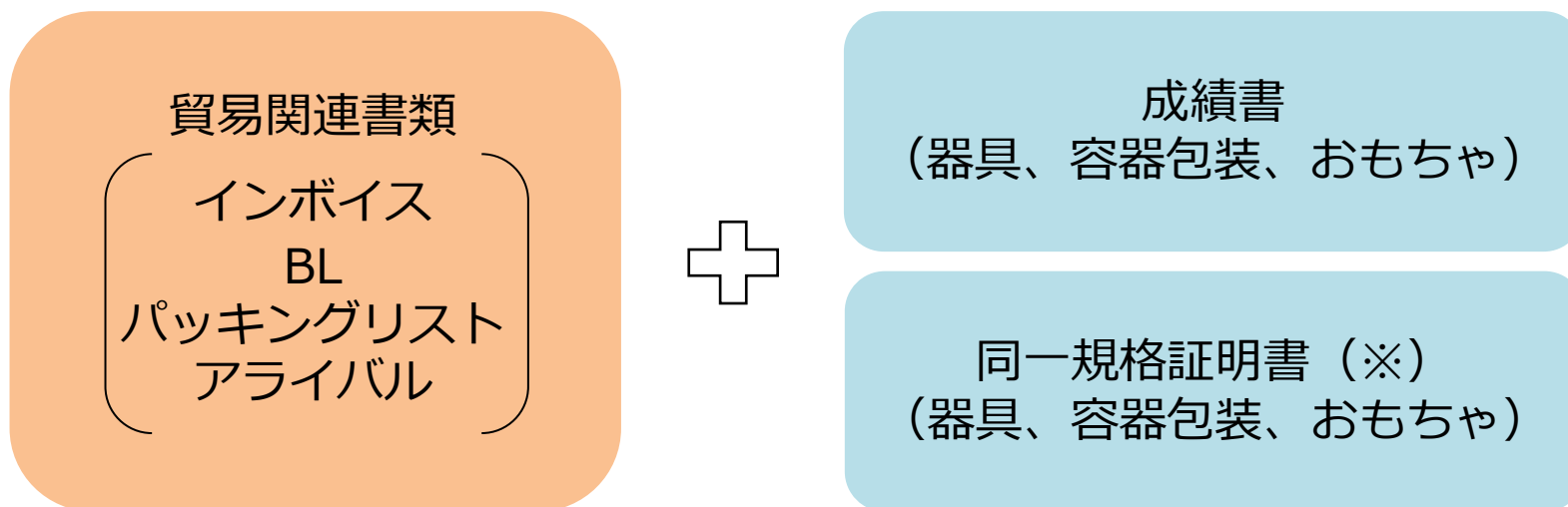
輸入頻度の低い品目でも、モニタリング検査の対象となります

- ・ 笹、柏の葉
- ・ 香辛料
- ・ 清涼飲料水
- ・ イースト
- ・ スナック菓子
- ・ ガラス製容器包装
- 等

1) モニタリング検査実施時のお願い

インボイス等の提出

検査確定後直ちに（検査前日には必須）、以下の書類をMSF01で提出してください。
書類を基に、検疫所で貨物の確認を行います。



※ 「製造所」、「色」、「材質」、及びガラス・陶磁器・ホウロウの場合は検査区分に関わる「規格」（深さ等）が試験品と同一である旨が明記された資料

1) モニタリング検査実施時のお願い

検査に際しての確認事項

- ◆ 採取場所、時間、立ち会い者のお名前、立ち会い者の連絡先（電話番号）

※現場では速やかに届出貨物が判別できるよう事前準備等をお願いします

- ◆ 植物防疫所の検査対象品目は、検査の合否と、くん蒸の該否（くん蒸に該当した場合は、くん蒸剤の種類）

- ◆ 採取時の通関の有無

※結果判明までには、採取の翌日（開庁日）から最長で開庁日7日かかります（放射線照射は14日、レトルト規格は最長17日）

○モニタリング検査結果判明までの日数

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

検体が検査部門に到着した日（採取日の翌開庁日）を1日目として起算。

放射線照射、レトルト食品の成分規格以外：最長7開庁日

放射線照射：最長14開庁日

レトルト食品の成分規格：最長17日間

開庁日：土日祝日を含まない日
日間：土日祝日を含む連続した日

1) モニタリング検査実施時のお願い

販売計画書の提出

- ◆ 検査結果判明前に通関させる場合
保管・流通に係る「販売計画書」を提出。
- ◆ 法違反が判明した場合に、速やかに
当該品の遡り調査及び回収措置等が
可能となるよう、分かる範囲で記載。

販売計画書（参考様式）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000156236.pdf>

厚生労働省ホーム→食品→輸入食品→輸入手続
→「各種様式」

年 月 日

販売計画書

下記の貨物に関する販売計画等について
連絡します。

記

- | |
|--------------------------------|
| 1. 届出受付番号及び品名 |
| 2. 出荷又は販売予定先の名称及び所在地 |
| 3. 出荷又は販売予定年月日 |
| 4. 出荷又は販売予定先毎の出荷予定量
又は販売予定量 |
| 5. 出荷又は販売予定先に係る保管及び
運搬予定業者名 |

1) モニタリング検査実施時のお願い

モニタリング検査に際して、届出の分割をお願いする場合があります。

例：

品名	ガラス蓋 (LB-2001、LB-3002)
備考	LB-1000と同一規格



品名	ガラス蓋 (LB-2001)
備考	LB-1000と同一規格

検査実施

品名	ガラス蓋 (LB-3002)
備考	LB-1000と同一規格

検査実施しない

1) モニタリング検査実施時のお願い

組み合わせ器具は、品目コードの変更をお願いする場合があります。

例：

品目	割ぼう具： 組み合わせ
品名	ガラス蓋（LB-2001）
材質	ガラス、ステンレス、ゴム



品目	割ぼう具： ガラス製
品名	ガラス蓋（LB-2001）
材質	ガラス、ステンレス、ゴム

※モニタリング検査実施時の届出に限った変更

2) 貨物確認検査実施時のお願い

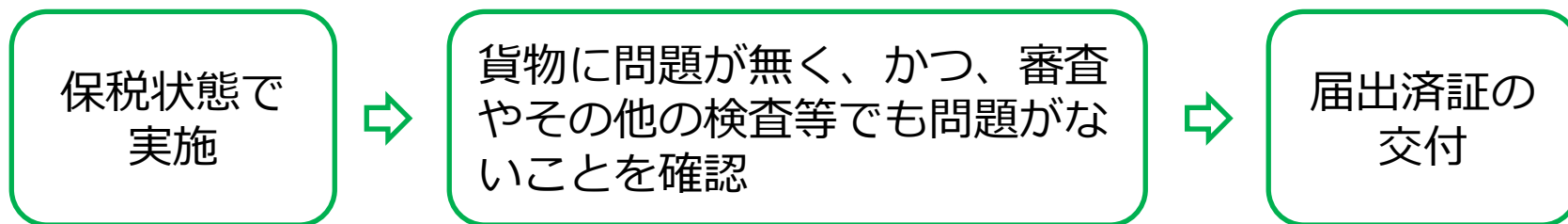
貨物確認検査：届出内容と到着貨物の同一性確認を行うことを目的とする検査

対象貨物：

初回貨物、違反の疑いのある貨物、その他継続貨物（今までに行政検査を行っていないもの）を対象として実施

検査内容：

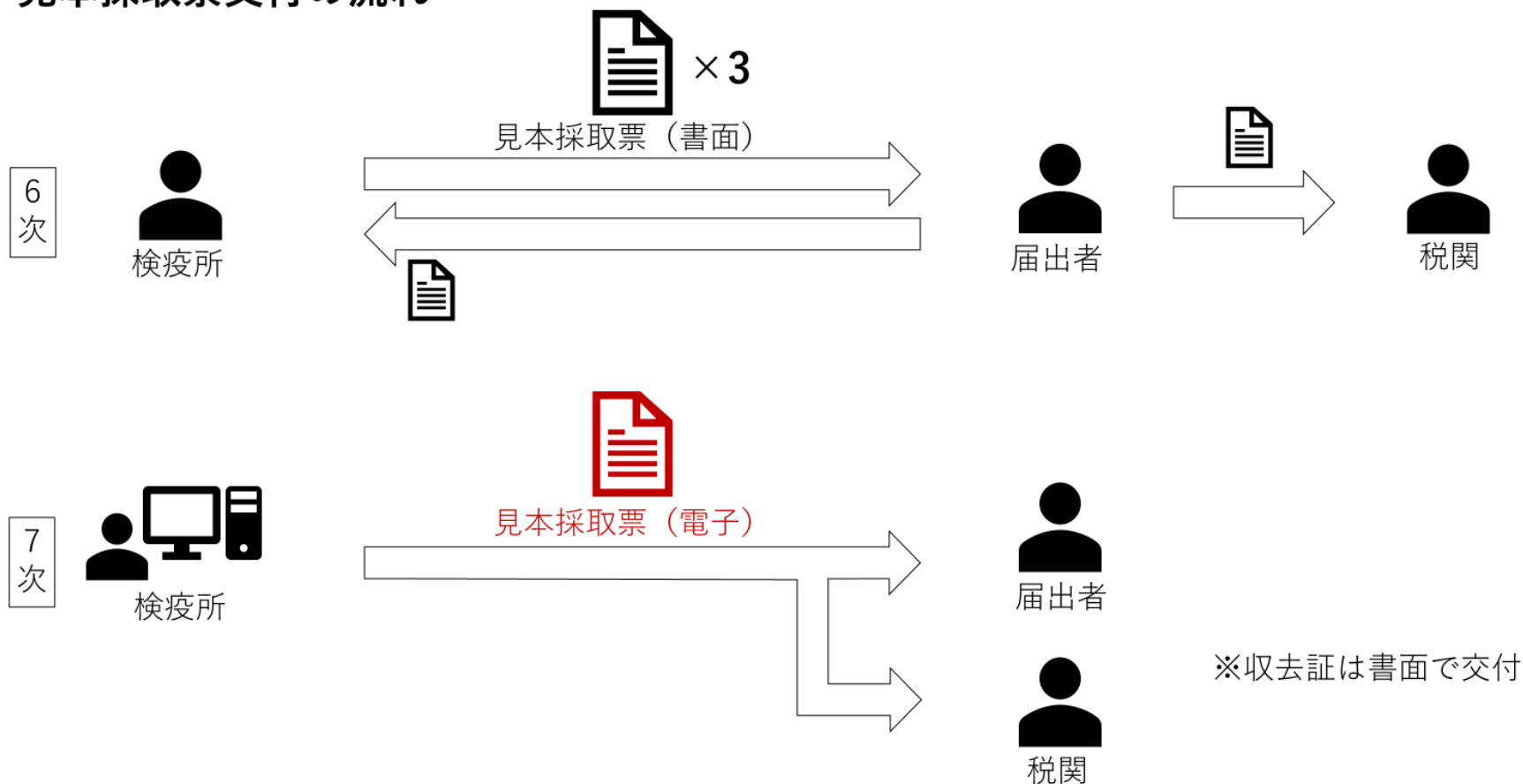
届出内容との照合、貨物状況の確認、必要に応じて収去し官能検査を実施



初回貨物については、実施することを基本とします。
少しでも早い届出済証交付に向けて、事前届出制度を活用してください。

3) 見本採取票の電子化

見本採取票交付の流れ



※見本採取票は通関前に採取を行ったときのみ発行



4. 新潟検疫所からの連絡事項 (届出の際の注意点)

1) 輸入者の責務

食品衛生法第3条 食品等事業者の責務（抜粋）

輸入者の責務において、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、自主検査実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食品安全基本法第8条 食品関連事業者の責務（抜粋）

食品関連事業者は、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる**責務を有する**。

食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者

輸入食品の安全性確保は、輸入者及び食品関連事業者が行うものです。
届出貨物について、常に最新で正確な情報を製造者・所から入手してください。
また、製造者・所との**連絡体制の構築**が必要です。

2) 届出時の全般的な注意事項

- ◆ 継続貨物であっても、届出内容（特に原材料、添加物、材質、製法）に変更がないか確認して下さい。

→原材料、添加物、材質の**変更**は、検査の有無や検査項目にも関わる事項

- ◆ 「商品名・ブランド名」欄

- ・ 届出貨物を識別・特定するための情報（固有の商品名、品番等）を記載
- ・ 添付書類がある場合は、そこに記載されている商品名ととの紐付けが必要

- ◆ 「原材料・材質名」「製造方法」欄

- ・ 該当するコードを入力。該当するコードが無い場合、バスケットコードを用い、詳細を備考に記載
- ・ 以下の自由入力も可能

原材料名は「ZYY」、材質名は「ZXX」、製造方法は「Z00(ゼ`0ゼ`0)」

（原材料名と材質名は全角10桁、製造方法は全角90桁の入力が可能）

※「原材料・材質名」が31以上ある場合は、30個目に「ZZZ」を入力し、

足りない分は備考欄へ入力

2) 届出時の全般的な注意事項

◆届出の添付資料について

原材料表や製法工程表等は、原則、製造者・所が作成したものであること

以下により届出と照合ができることが重要

- ・ 出所が明確（届出の製造者・所のレターヘッド、サイン、押印等がある）
- ・ 品名の記載があり、届出と一致する
- ・ メーカー名、住所等が明記されている
- ・ 発行日が最新の状態である
- ・ 器具等の成績書は、カラーにより製品の色が分かる

「通関係関連省庁添付登録（MSF01）」業務で提出

- ・ 電子的に添付ファイルを送付する機能
 - 1 届出当たり最大添付ファイルサイズ：30MB 最大添付ファイル数：20
- ・ 容量オーバー等でMSF業務での提出ができない場合に限り、メールによる提出を受付
- ・ 添付の変更は通関係関連省庁添付訂正（MSH01）で実施
（差し替え、追加したファイルがファイル名で判別できるように）

2) 届出時の全般的な注意事項

◆ 事前届出制度の積極的な活用

- ・ 貨物到着 7 日前より届出可能
- ・ 特に初回届出では保留がかかる可能性が高いため積極的な活用

◆ 双方向通信機能の活用（双方向履歴照会（CFH））

- ・ 特に保留事項に関しては、記録を残す観点から活用（メールや電話によるやりとりでは記録が残らない）

◆ 審査時間短縮のため、複数の保留がある場合には、まとめたの回答をお願いします

◆ 初回貨物は、貨物が輸出国を出る前に事前輸入相談を活用することで、貨物到着後の検査や届出の保留が発生するリスクを低減できます。

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

食品等輸入届出書の備考欄は自由入力であるため、

▲届出ごとに入力内容が多種多様

▲必要事項が網羅されていない事例も



検疫所が実施する食品衛生法に基づく確認に必要な事項を整理し、全国的な備考欄の統一を図るため入力内容に一定のルールを設けた。

※ルール通りでなければ手続きができないものではない。



ルールを設けることで、輸入食品等の安全に関わる確認事項を
輸入者が把握しやすくなる。



ルール通りに入力されることで、迅速な審査が可能となる。

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

全国的に備考欄の統一を図るため、一定のルールを設けるものとして以下の資料が公開されました。

NACCS掲示板>よくある問合せ>虎の巻>虎の巻FAINSマスター

■ NACCSセンターからのおすすめ

※2025年12月更新 食品等輸入届出備考欄の使い方について、業務資料ページに掲載しました。 ※厚生労働省作成

①備考欄の記載について[PDF:4.47MB]

②備考欄記載事項一覧[XLSX:49.2KB]

[ページ上部へ戻る](#)

https://bbs.naccscenter.com/_files/00156615/FAINS_bikou.pdf

https://bbs.naccscenter.com/_files/00156622/FAINS_kisaijikou.xlsx

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

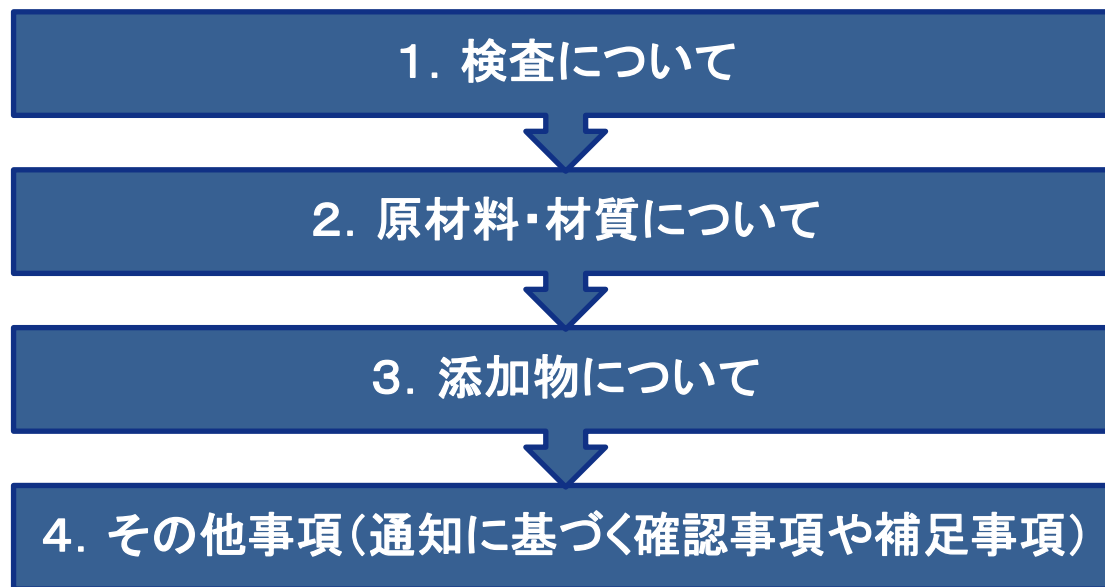
備考欄記載事項一覧(一部抜粋)

こちらを参考に備考欄へ記載してください。

分類	品目コード分類	品目	記入例	説明	関連通知(改正ある場合も元通知)
1	J,K	同一規格で成績書を準用する器具 容器包装	~(品名・品番)と同一規格	同一規格で成績書を準用する場合、備考欄へ記載。	
2	J,K	個別の材質コードが無い合成樹脂を材質として含む器具 容器包装	KRZ=フッ素樹脂	個別の材質コードが無い合成樹脂については材質コードZXXではなくKRZを使用し、具体的材質名を備考欄へ記載。 材質コード→KRZ:その他の合成樹脂	
2	L	おもちゃ(塗膜)	KPZ=アクリル KPZ=PVC、PU、ゴム以外(又は「KPZ=他」)	PVC塗膜以外の場合、材質欄にKPZ(その他の塗膜)を記載し、その詳細を備考欄へ記載。 具体的材質名またはPVC(ポリ塩化ビニル)、PU(ポリウレタン)、ゴム以外であることを記載。 PVC、PU、ゴムのいずれかの場合、フタル酸の検査が必要。 材質コード→KCC:PVC塗膜, KPZ:その他の塗膜	平成23年7月27日付け通知 「おもちゃのフタル酸エステル取扱いについて」

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

記載事項



注意点

- 番号順に優先順位とし、順に入力。
- 自由入力欄の大部分は日本語入力可能。
- 社内管理記号等の**届出に関係の無い情報は記載しない。**

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

入力例

食品等輸入届出(欄部)

IFC H61 種別 B 届出番号 61000000200

欄番号 01 品目 G510200 チョコレート類

用途 1 包装 KPE 継続 F 積込数量 15 CT 積込重量 60.00 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	GSG	砂糖	571202	植物レシチン
2			122201	二酸化チタン
3			131502	ソルビン酸カリウム
4	EPO	ビスタチオ		
5	GSI	シロップ		

1. 検査について

2. 原材料, 材質

3. 添加物

4. その他事項

<命令> <EPO(US):13%>
<122201=着色目的、131502=原料シロップ(20%)に1.0/kg> <NO RADIO>

製造方法 Z00 原料-混合-微粒化-精練-調温-充填-コーティング-冷却-型抜-包装

届出実績番号 -

商品名・ブランド名 ビスタチオチョコレート

備考 <命令> <EPO(US):13%> <122201=着色目的、131502=原料シロップ(20%)に1.0g/kg> <NO RADIO>

3) 食品及び添加物の備考欄の記載


継続品の届出作成の際は、食品等輸入届出事項呼出しIFBを積極的に利用してください。

IFB
とは

IFA入力の際に、同じ輸入者であれば、
実績時の届出入力情報を引用することが可能です。



食品等輸入届出事項呼出しIFBを利用した届出は、実績の届出入力情報が反映されるため、審査がスムーズになり、**届出から届出済証交付までの時間が短縮される。**

 改行やスペース追加などの不要な変更は行わないこと。

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

実績と不一致となる例：漢字orひらがな／カッコ有無 の違い

【今日】

【実績】

欄番号 01 品目 F870000 レトルト殺菌食品：種実類の調整品

用途 1 包装 KSA 継続 積込数量 CT 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子 N

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	ECH	くり	621701	窒素
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法 Z00 選別→焙炒 **皮剥き** ※※※※※

届出実績番号
商品名・ブランド名
備考 ○○○○○○○○○○○○ 成績書NO: △△△△ (2025.1.8) □□□□□□□□

欄番号 01 品目 F870000 レトルト殺菌食品：種実類の調整品

用途 1 包装 KSA 継続 積込数量 CT 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子 N

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	ECH	くり	621701	窒素
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法 Z00 選別→焙炒 **皮むき** ※※※※※

届出実績番号
商品名・ブランド名
備考 ○○○○○○○○○○○○ 成績書NO: △△△△ 2025.1.8 □□□□□□□□

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

実績と不一致となる例：記号の違い、スペース有無

【今日】

【実績】

欄番号 01 品目 J120300 飲食器具：ポリプロピレン製

用途 1 包装 KPE 継続 積込数量 CT 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	KPP	PP		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法

届出実績番号

商品名・ブランド名 ※※※※※※※※

備考 ××××××××××××××××××××

カンマ ↓ **ハイフン** ↓

BOX NO,○○○-999

BOX NO,○○○-222

欄番号 03 品目 J120300 飲食器具：ポリプロピレン製

用途 1 包装 KPE 継続 積込数量 CT 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	KPP	PP		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法

届出実績番号

商品名・ブランド名 ※※※※※※※※

備考 ××××××××××××××××××××

ドット ↓ **ハイフン** ↓ **スペース**

BOX NO.○○○-999

BOX NO.○○○-222

3) 食品及び添加物の備考欄の記載

実績と不一致となる例：記載順の入れ替え／カタカナorアルファベット

【今日】

【実績】

欄番号 03 品目 J929900 その他の器具：その他の合成樹脂製

用途 1 包装 KPR 継続 C 積込数量 PS 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	KRZ	その他の合成樹脂製		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

製造方法

届出実績番号

商品名 キッチンペーパー

ブランド名

備考 <PL適合>KRZ:フッ素樹脂塗膜(黒)

欄番号 03 品目 J929900 その他の器具：その他の合成樹脂製

用途 1 包装 KPR 継続 積込数量 PS 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	KRZ	その他の合成樹脂製		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法

届出実績番号

商品名 キッチンペーパー

ブランド名

備考 KRZ:フッ素樹脂(黒)ポジリス適合

<PL適合>KRZ:フッ素樹脂塗膜(黒)

KRZ:フッ素樹脂塗膜(黒) ポジリス適合

4) 食品及び添加物の届出実績番号欄の記載

〔食品、添加物〕： 1年以内の自主検査実績がある場合は、**自主検査実施時**の届出番号を入力

※自主検査実施後に届出内容の変更があった場合は、その事項を連絡した際の届出番号を入力

例、輸入者名・製造者名が変わった

→社名変更書類を提出した際の届出実績番号を入力

◆実績のあるアイテムでも、最新の規格・試験法に適合していることを確認してください

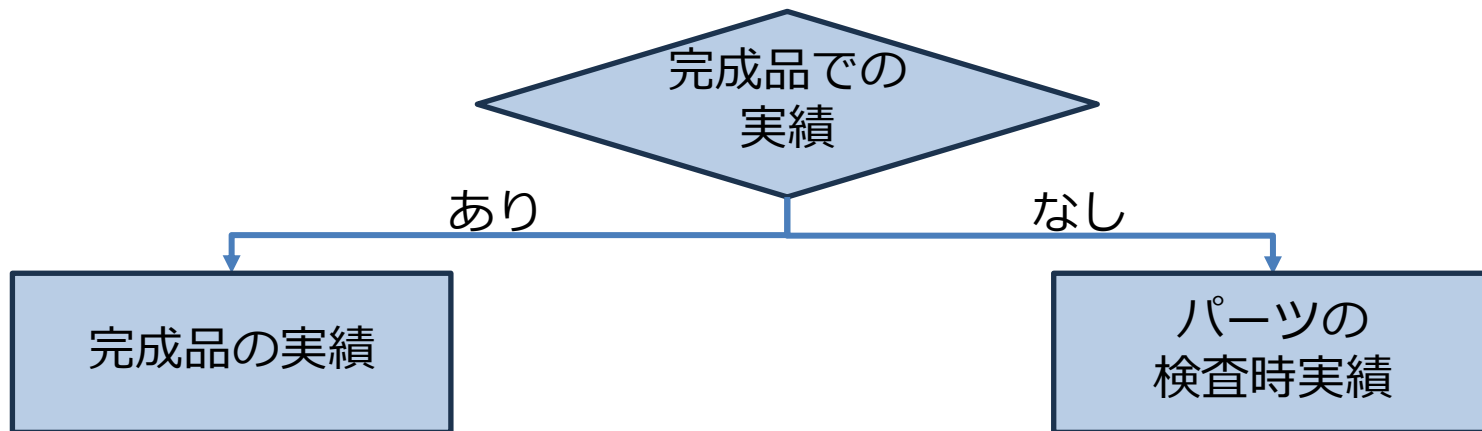
5) 他者が取得した試験成績書の使用

- ◆ 他者が取得した試験成績書を使用する場合には、
 - ・ 原材料や製造工程等が同一であることを確認し、その旨の説明文を提出
 - ・ 同時に、成績書取得者が作成した成績書使用に関する使用許諾書を提出
- ◆ 他者の成績書を使用して輸入する場合でも、届出輸入者による輸入が初めての場合には「初回」であり、原材料表、製造工程表等を添付した届出が必要
- ◆ 有効期間が過ぎている試験成績書、輸送・保管条件が異なる細菌・マイコトキシンの検査結果、外国公的検査機関で受けたサイクラミン酸の検査結果は、使用が認められません。

6) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載

【「届出実績番号」欄の入力の注意点（器具、容器包装、おもちゃ）】

- ・ 輸入実績が10年以上前で、実績番号欄に入力できない場合
→ 継続欄C、実績番号欄空欄の上で、成績書等の添付書類を提出
- ・ 複数パーツで構成され、検査時実績が複数にまたがる場合



その他のパーツの検査時実績は
備考欄に入力
以後、この時の完成品の実績を使用する

6) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載

【器具・容器包装に関する留意点】

- ◆ ステンレスや金属、木、竹等の製品はコーティングの有無を備考に記載

 - ◆ 成績書を試験品以外の製品（同一規格品）に用いる場合の注意点
 - ① 「色」「材質」「製造所」が同一であること
 - ② ガラス及び陶磁器製の器具容器包装は「規格」（深さ・容量・用途）が同一であること
 - ③ 上記①、②が同一の場合は、その旨が分かるように備考欄へ記載※し、初回の場合には同一規格レターを提出
（備考記載例）ゴム・合成樹脂 : 「〇〇と同一色・材質」
ガラス・陶磁器・ホウロウ : 「〇〇と同一色・材質・規格」
- ※成績書に記載されている品番、品名等の固有識別情報を記載
- ④ 継続品であっても、同一規格品である旨を確認するため検疫所から要請があった場合には、原則として製造者・所からの文書を提出してください

6) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載

同一規格レターの例

年 月 日

同一規格証明書

スマートボトル 001 (品番: SB001) に使用している以下の部品は、同一材質、同一色、同一製造所であり、形状 (サイズ) 違いのため、蓋パッキンを代表検体として検査を実施しました。

品名: スマートボトル 001 品番: SB001

	部品名	材質	色	成績書番号	備考
1	蓋パッキン	シリコンゴム 非塩素系	乳白色	〇〇〇〇-01	
2	茶漉しパッキン	シリコンゴム 非塩素系	乳白色	〇〇〇〇-01 ※	※蓋パッキンと 同色・同材質・同 製造所 サイズ違い

写真

〇〇 FACTORY CO., LTD.
67890, DDD, EEE, FFF, CHINA

印

注意点

- ・部品名 (部品番号)
- ・材質 (ガラス・ほうろう・陶磁器については深さ等についても記入)
- ・色
- ・成績書番号
- ・製造者 (所) 名及び住所

上記の点が分かるように記載してください。
押印については、メーカー印又はレターヘッドでも構いません。

※メーカー発行の書類がどうしても入手できなかった場合、輸入者作成の書類でも受け付けております。その際は、メーカーに上記の旨を確認したことを明記してください。

6) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載

- ◆ 初回アイテムは**食品接触部**が見える**カラー**写真を提出



蓋の内側

6) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載

- ◆ 届出の対象箇所は食品が接触する箇所
- ◆ フッ素樹脂加工等のコーティングで、基材（鉄など）が食品に触れない場合には、基材を材質欄へ記載する必要はありません



フッ素樹脂
鉄

フッ素樹脂のみ記載



ねじ（表面加工なし）

フッ素樹脂
鉄

フッ素樹脂と鉄、両方記載

7) 器具・容器包装ポジティブリストに関する留意点

- 令和7年6月1日より器具・容器包装のポジティブリストが完全施行されています。ポジティブリスト適合の確認を行い、結果を備考に記載してください。
- 初回貨物の合成樹脂にあっては、原材料に含まれる物質がポジティブリストに掲載されている材質、添加剤であることを、可能な限りメーカー作成の文章で確認してください

7) 器具・容器包装ポジティブリストに関する留意点

The screenshot shows the top navigation bar of the Japanese Consumer Affairs Agency website. The logo on the left reads '消費者庁' (Consumer Affairs Agency, Government of Japan). The main navigation menu includes 'ホーム' (Home), '新着情報一覧' (List of New Information), '報道資料一覧' (List of Press Materials), and '会議資料一覧' (List of Meeting Materials). A search bar is located on the right. Below the navigation bar, there are several menu categories: 'テーマ別メニュー' (Menu by Theme), '消費者庁について' (About the Consumer Affairs Agency), 'お知らせ' (Notice), '政策' (Policy), and '法令' (Regulations). The '政策' menu is currently selected. Below the menu, a breadcrumb trail reads: '消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 食品衛生基準審査 > 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤 > 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について(2025年6月1日以降)'. On the right side of the page, a QR code is displayed within a red-bordered box, with the text '消費者庁HP' (Consumer Affairs Agency HP) above it and a downward arrow pointing to the QR code.

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について(2025年6月1日以降)

▼ 重要なお知らせ | ▼ 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

▼ 器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

▼ 食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量 (令和2年4月28日公布)

▼ 新規物質に係るご相談について

▼ 食品衛生法施行規則第66条の5の改正について(令和5年11月30日公布) | ▼ 審議会・検討会等

▼ 関連情報

▶ 食品衛生基準審査

▶ 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤

▶ 健康食品(指定成分等)

▶ バイオテクノロジー応用食品

▶ 食品添加物

▶ 食品中の汚染物質

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度を導入しました(令和2年6月1日施行)。

7) 器具・容器包装ポジティブリストに関する留意点

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準の一部改正(令和6年3月12日薬事・食品衛生審議会器具・容器包装部会で審議)に関するWTO通報

 [The contents to be amended to the amended Positive List \[PDF:105KB\]](#)

※令和6年6月22日までパブリックコメントを募集しています。


器具・容器包装のポジティブリスト(令和5年11月30日公布。令和6年9月27日改正。)


令和5年11月30日に公布された厚生労働省告示第324号で消費者庁のホームページにより公表するとして別表第1は以下のとおり。

 [別表第1〔全体版〕 \[PDF: 516KB\]](#)

参考

別表第1〔分割版〕

 [第1表\[PDF: 47KB\]](#)

 [第2表\[PDF: 196KB\]](#)

別表第1の改正箇所

 [令和6年9月27日改正\[PDF: 689KB\]](#)




第1表：基材

第2表：添加剤

7) 器具・容器包装ポジティブリストに関する留意点

ポジティブリストを確認するための参考情報

 [別表第1第1表の参考情報_ Table 1 \(Base materials\)\[Excel: 14KB\]](#)


 [別表第1第2表の参考情報_ Table 2 \(Additives\)_20241225\[Excel: 159KB\]](#)

 [別表第1第1表に係るモノマー等の参考情報_Annex 1~21_20241225 \[Excel: 209KB\]](#)

 **物質の英名、
CAS登録番号**

器具・容器包装のポジティブリストに関する関連情報

告示

 [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件\(令和6年内閣府告示第128号\) \[PDF:55KB\]](#)

▶ [過去の告示](#)

通知

8) 食品等輸入届出汎用申請 (IFM)

食品等輸入届出汎用申請IFMでは以下の業務が利用可能です。

申請先	コード	申請種別
食品監視課窓口	A01	違反原因改善報告・措置計画完了報告
	A02	モニタリング関係資料
	A03	輸入相談資料
	A04	計画輸入の実績報告
	A05	品目登録申請書類
	A06	確認願
中央情報	J01	製造者、製造所コード申請
	J02	入出力装置の設置、廃止、変更届出

新潟検疫所における運用については次のページ

8) 食品等輸入届出汎用申請 (IFM)

新潟検疫所における運用



メール

- ・ 違反原因改善報告・措置計画・措置完了報告
- ・ 輸入相談資料
- ・ 却下願（該当する業務コードがないため）



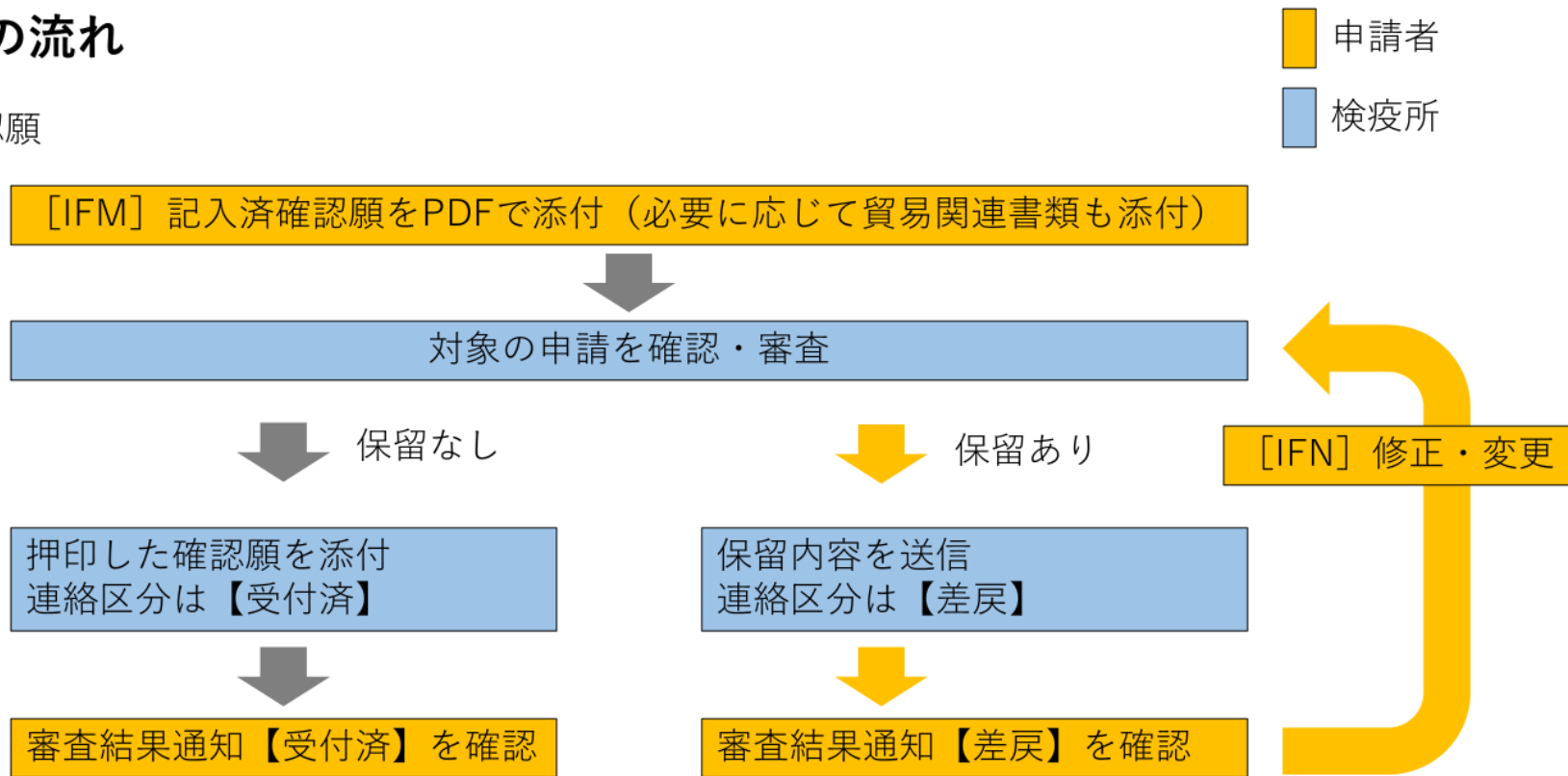
汎用申請
IFM

- ・ モニタリング関係資料（届出済証交付済の場合）
- ・ 品目登録申請書類
- ・ 確認願

8) 食品等輸入届出汎用申請 (IFM)

汎用申請の流れ

例：A06 確認願



※押印した原本の交付はありません。審査結果通知で出力した書類を税関の手続きにご利用ください。

8) 食品等輸入届出汎用申請 (IFM)

① 申請先の検疫所を選択

② 汎用申請手続きコードを入力

③ 届出番号を入力
(A02 モニタリング関係資料)

④ 書類を添付

1 ファイル当たりの最大サイズ : 30MB
最大合計ファイルサイズ : 30MB
ファイル数制限なし

IFM 食品等輸入届出汎用申請

ファイル(E) 表示(V)

申請先検疫所

申請手続種別*

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

- 11: 小樽検疫所
- 12: 小樽検疫所千歳空港検疫所支所
- 13: 仙台検疫所
- 14: 仙台検疫所仙台空港検疫所支所
- 21: 成田空港検疫所
- 24: 東京検疫所食品監視課
- 26: 東京検疫所食品監視第二課 (船橋)
- 27: 東京検疫所千葉検疫所支所
- 28: 東京検疫所東京空港検疫所支所
- 29: 横浜検疫所
- 32: 東京検疫所川崎検疫所支所
- 51: 新潟検疫所
- 52: 名古屋検疫所清水検疫所支所
- 53: 名古屋検疫所
- 54: 名古屋検疫所中部空港検疫所支所
- 55: 名古屋検疫所四日市検疫所支所
- 57: 新潟検疫所食品監視課小松空港分室
- 61: 大阪検疫所



モニタリング関係資料 (届出済証交付済の場合)、品目登録申請書類、確認願の添付の際に、食品等輸入届出汎用申請 (IFM) をご使用ください。

8) 食品等輸入届出汎用申請変更 (IFN)

食品等輸入届出汎用申請変更 (IFN) 業務

- ① 汎用申請受理番号を入力
- ② ファイル追加、差し替え、削除が発生した場合は、変更後のすべてのファイルを添付

添付ファイルを引き継ぐ場合は、添付ファイル変更なしチェックボックスにチェックする。



検疫所が差戻した申請に対して、添付ファイルの変更を行う際に、食品等輸入届出汎用申請変更 (IFN) をご使用ください。

IFN 食品等輸入届出汎用申請変更

ファイル(E) 表示(V)

食品等輸入届出
汎用申請受理番号*

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

添付ファイル変更なし

9) 製造者・所コードの利用

- ◆ 届出審査の時間短縮（届出済証の速やかな交付）及び適正な審査のため、製造者・製造所コードを使用してください
- ◆ 厚生労働省ホームページに、コード作成のためのページが新設されています（直接、届出者が新規コードの申請をすることが可能）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00020.html
- ◆ バスケットコードの利用は、製造者・所コード作成（申請）期間中の一時的な利用とし、新規コード作成後には、コードの使用をお願いします

10) 登録検査機関の方へのお願い

【輸入食品の安全性確保について】

平成14年9月25日 食監発第0925003号
食品衛生指定検査機関協会会長宛
厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課長通知

輸入食品の安全性の確保の観点から、検疫所では輸入者に対して検査を指導しているところであるが、先般、指定検査機関の検査結果により、食品衛生法に適合しない旨を確認しながら、検疫所にその事実を報告せず、販売を行っていた事例が確認されたため、今後、下記に示す検査について、食品衛生法に適合しない結果が判明した際にあっては、その旨を検疫所に情報提供されるようお願いする。

記

関税法第32条に基づき、税関長の許可を得て、**保税地域にある外国貨物の見本持ち出しを行い実施した検査。**

食品等輸入届出を行っているか否かにかかわらず、上記に該当する貨物での検査において食品衛生法違反が疑われる結果が判明した場合には、速やかに検疫所に一報をお願いします